

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第105条の規定により公告する。

令和8年8月13日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象業務

業 務 名 (発 注 課)	令和8年度 デジタルデバイド対策業務 (企画部 情報政策課)
業 務 場 所	佐久市役所
業 務 概 要	デジタルデバイド対策におけるスマホ教室の開催
履行期間	契約の日から令和9年3月19日まで
備考	仕様書等について確認の上、入札に参加すること。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を入札公告日から落札決定日まで全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は佐久市財務規則第103条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項第1号及び第4項の規定に該当していない者であること。
- (3) 令和8年度佐久市物品購入等入札（見積）参加者名簿において「06 機械・機器」を種別とし、営業品目「06 電気・通信機器」に登録があり、県内に本店・支店等の登録がある者であること。
- (4) 国または地方公共団体に対して同等の業務を、過去5年以内に受注した実績を有するものであること。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年8月13日（木）から 入札日 まで	・市ホームページへの掲載、佐久市企画部情報政策課（本庁4階）
入札参加申請受付	令和8年8月13日（木）から 令和8年8月19日（水）まで （最終日は午後5時15分まで）	提出書類 ・「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第1号）」原本・副本 各1部 ・誓約書 1部 ・入札参加資格要件（4）に示す履行実績を証する書類等の写し 1部 佐久市企画部情報政策課（本庁4階）へ郵送または持参により提出のこと。（郵送不可）
設計図書等の入手	令和8年8月13日（木）から 入札日 まで	・市ホームページよりダウンロードすること。
設計図書等に関する質問受付	令和8年8月14日（金）から 令和8年8月21日（金）まで （最終日は午後5時15分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること。）。 ・発注課へメール、郵送または持参すること。
質問回答の期日・方法	令和8年8月25日（火）以降	発注課より市ホームページにて回答する。
入札開札日時・場所	令和8年9月1日（火） 午後4時00分から（郵送不可）	佐久市役所 701会議室

落札者の決定等	・ 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・ 審査は、落札候補者から提出のあった書類を審査し、併せて仕様書の記載事項を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・ 落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・ 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電話またはメールの方法により連絡する。 ・ 入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書（様式第4号）により通知する。 ・ 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(閉庁日の場合はその翌日)以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書（様式第5号）により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。
入札参加資格確認申請書提出について（落札候補者）	・ 提出書類は以下のとおりとする。 「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第2号）」 （提出場所）佐久市 企画部 情報政策課DX推進係（本庁舎4階） ・ 落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・ 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。
入札結果の公表	市ホームページ、佐久市企画部契約課（本庁4階）において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入 札 事 項	・ 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途情報政策課より連絡する。 ・ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・ 入札時には入札金額の内訳を記載した内訳書（任意様式）を提出すること。 ・ 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該業務の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。 ・ 代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札者は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・ 適用なし
最低制限価格	・ 適用なし
入 札 保 証 金	・ 見積額の総額の100分の5以上の金銭的保証 （ただし、佐久市財務規則第109条第1項に該当する場合は納付を免除する。）
契 約 保 証 金	・ 契約請負代金額の10分の1以上の金銭的保証 （ただし、佐久市財務規則第124条第2項に該当する場合は契約保証金にかわる担保の提供とみなし、同上第3項に該当する場合は納付を免除する。）
前 払 金	・ 適用なし
中間前払金	・ 適用なし
部 分 払 金	・ 適用なし

5 その他の事項

- ・ 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、参加すること。

6 担当部課

問い合わせ先	佐久市企画部情報政策課 （佐久市中込3056） TEL：0267-62-3923（直通）
--------	---

	E-mail : joho@city.saku.nagano.jp
--	---